

第3章 特定健康診査等の実施方法について

1. 基本事項について

(1) 実施場所

① 特定健康診査

ア. 被保険者

社会保険事務局が医療機関等と直接契約を行い、生活習慣病予防健診の契約機関（以下「契約健診機関」という。）において受診する（※1）。

政府管掌健康保険の被保険者は、契約健診機関であれば全国どこでも受診可能となる。

イ. 被扶養者

社会保険事務局が他保険者と共同して地域の医師会等と契約する、集合契約を行い、特定健康診査機関（以下「特定健診機関」という。）において受診する。

政府管掌健康保険の被扶養者は、特定健診機関であれば全国どこでも受診可能となる（「特定健康診査受診券」と「健康保険証」を実施機関窓口を持参し受診する方式）。

② 特定保健指導

ア. 被保険者

健診を受診した被保険者を有する事業所に保健師を派遣し、事業主の協力を得て事業所内で個別の相談を主とした特定保健指導を実施する。

動機付け支援の6ヶ月後評価や、積極的支援の継続的支援については、保健師が特定保健指導対象者に対し、個別に電話やメールを中心とした指導を実施する。

イ. 被扶養者

社会保険事務局が他保険者と共同して地域の医師会や保健指導機関等と集合契約を行い、特定保健指導機関において受診する。

政府管掌健康保険の被扶養者は、集合契約において委託する特定保健指導機関であれば全国どこでも受診可能となる（「特定保健指導利用券」と「健康保険証」を実施機関窓口を持参し受診する方式）。

(2) 実施項目

① 特定健康診査

ア. 被保険者

40歳以上74歳までの特定健康診査の実施が義務づけられている被保険者に対し、従来の生活習慣病予防健診に特定健康診査の法定健診項目を含んだ一

※1 平成19年度4月時点で2,015機関と契約している。

般健診を実施する。

イ. 被扶養者

特定健康診査の法定健診項目のみ実施する。

ウ. 情報提供

特定健康診査受診時に全ての健診受診者に対し「健診結果の見方」等の情報を提供する。

②特定保健指導

ア. 被保険者

生活習慣病予防健診の健診結果に基づき、保健師が事業所に直接訪問し、個別相談の際、特定保健指導の区分毎に以下の方法により保健指導を実施する。

- a) 動機付け支援：保健師による初回面談（20分）又は集団指導（80分）を実施し、6ヶ月後に評価（電話等）を行う。
- b) 積極的支援：動機付け支援と同様の方法で初回面談を行うとともに、保健師等による電話又はメールにより3ヶ月以上の継続的支援を実施し、6ヶ月後に評価（電話等）を行う。なお、積極的支援の継続的支援形態は電話やメールを中心とした180ポイントの支援方法を基本とする。
- c) その他支援：特定健康診査の階層化による特定保健指導には該当しないが、肝機能等の数値が、生活習慣病予防健診の事後指導区分（「2」及び「3」）に該当する者に対して保健指導を実施する。

イ. 被扶養者

特定健康診査結果に基づき、被保険者と同様の区分により階層化し特定保健指導を実施する。ただし、特定健康診査のみの健診結果となるため、上記c)の「その他支援」は実施しない。

③特定健康診査対象外の被保険者に対する健診

ア. 35歳以上40歳未満の被保険者に対する健診

40歳未満の若年層に対する健診の実施については健診実施率が高く、(※1) 40歳以降の特定健診実施率の向上に資することから、生活習慣病予防健診（一部のがん健診を除く）を引き続き実施する。

イ. がん健診

国の施策のがん対策や肝炎対策等については、医療保険者に対しても協力を求められていることや、がんの発生原因が喫煙習慣などの不摂生な生活習慣の積み重ねに起因するなど、生活習慣病に起因することもあることから、被保険者に対する一般健診等において実施している以下の検査については引き続き実施する。

- a) 胃部・胸部レントゲン検査
- b) 乳がん・子宮がん検査
- c) 肝炎ウィルス検査 等

※1 平成18年度における35～40歳未満の健診実施率は33%である。

(3) 実施時期又は期間

①特定健康診査

ア. 被保険者

年間を通じ生活習慣病予防健診の申込受付を行い、年度内であれば被保険者1人につき年1回の健診受診を可能とする。

イ. 被扶養者

年間を通じ受診券発行申請の受付を行い、特定健診機関において、被扶養者1人につき年1回の健診受診を可能とする。

なお、市町村等が実施する集団健診での受診については、市町村によって実施時期が異なることから、市町村等と十分な事前調整を行うこととして実施する。

②特定保健指導

ア. 被保険者

健診を受診した被保険者を有する事業所に保健師を派遣し、個別面談を中心とした保健指導を年間を通じて実施する。なお、6ヶ月後の評価や継続的支援について年度を跨ぐ場合は、年度末で保健指導を終了せず、6ヶ月後の評価時まで継続して保健指導を実施する。

イ. 被扶養者

被扶養者については、階層化の結果、保健指導が必要な者に対し、特定保健指導の利用券を交付し、保健指導実施機関で年間を通じて保健指導を受けられる方法とする。なお、利用券面の有効期限表示は年度内の日付となっているが、被保険者と同様に6ヶ月後の評価や継続的支援について年度を跨ぐ場合は、年度末で保健指導を終了せず、6ヶ月後の評価時まで継続して保健指導を実施する。

③特定保健指導が終了していない者

特定保健指導実施中の被保険者及び被扶養者で、6ヶ月後の評価が年度内に終了していない者は、原則として評価が終わった日以降に特定健康診査（翌年度分）を受診する。

(4) 外部委託契約形態

①特定健康診査

ア. 被保険者

社会保険事務局において生活習慣病予防健診（がん検診を含めた健診実施等）の実施基準を満たし、かつ契約を希望する健診機関と個別契約を締結する。

イ. 被扶養者

社会保険事務局において、他保険者と共同し特定健診機関等（国が定める実施基準を満たしている機関）と集合契約を締結する。被扶養者は被保険者が勤務する事業所を通じ特定健康診査受診券（以下「受診券」という。）の発行申請を行い、受診券と健康保険証を健診機関窓口に提示することで、契約した全国

の特定健診機関で健診が受診できる方法とする。

②特定保健指導

ア. 被保険者

社会保険庁と財団との間で保健指導に関する委託契約を締結し実施する。財団は健診受診者が就業する事業所に保健師を派遣し、個別面談を中心とした保健指導を実施する方法とし、動機付け支援及び積極的支援の支援経過等については、電子媒体により定期的の実績登録する。なお、特定健康診査受診者数の増加等による特定保健指導対象者の増加に対応するため、特定保健指導の外部委託についても検討する（平成21年度以降。）。また、平成20年10月以降は全国健康保険協会が自ら実施する。

イ. 被扶養者

社会保険事務局において、他保険者と共同し特定保健指導機関（市町村及び民間団体等）と集合契約を締結する。特定健康診査結果を基に階層化された特定保健指導対象の被扶養者は、特定保健指導利用券（以下「利用券」という。）が送付されるので、特定保健指導機関において保健指導を受診できる方法とする。なお、動機付け支援及び積極的支援の支援経過等については、電子媒体により定期的に報告させることで実績登録する。

（5）外部委託の選定に当たっての考え方

①特定健康診査

厚生労働省告示第11号（平成20年1月17日）「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」において定められている「特定健康診査の外部委託に関する基準」を満たしている特定健診機関を選定する。

なお、がん検査等を含めた被保険者の生活習慣病予防健診を実施する場合は「政府管掌健康保険生活習慣病予防健診事業事務処理要領」において定める「健診実施機関の選定基準」についても満たしている契約健診機関を選定する。

②特定保健指導

厚生労働省告示第11号（平成20年1月17日）「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」において定められている「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしている特定保健指導機関を選定する。

（6）周知や案内の方法

①周知方法

ア. 年度の始めに「生活習慣病予防健診のご案内」（以下「パンフレット」という。）等を作成し事業所に配布する。当該パンフレットにおいて、健診単価、自己負担額及び契約健診機関名等を周知する。

イ. ホームページへの掲載や社会保険事務所における広報等を活用した周知等を実施する。

②受診案内の方法

ア. 被保険者

- a) 事業所への受診案内パンフレット送付時に健診受診対象者名を記載した「生活習慣病予防健診申込書」を併せて送付する。
- b) 未受診事業所等への訪問や電話による勧奨を実施する。

イ. 被扶養者

- a) 事業所へのパンフレット送付時に健診受診対象者名を記載した「特定健康診査受診券申請書」(以下「申請書」という。)を併せて送付する。
- b) 他保険者と共同して集団健診等を実施する場合は、開催日時や開催場所等について記載した受診案内等を共同で作成すること等を検討する。

③受診券・利用券の配布方法

ア. 特定健康診査

当面は、被扶養者の住所を把握していないことや、被扶養者の受診者数等が不明確であることから、被保険者(事業所)を通じて特定健康診査対象の被扶養者に申請書を送付し、申込みのあった被扶養者に受診券を交付する。特定健康診査の受診を希望する被扶養者は被保険者(事業所)を通じ受診券の交付申請を行い、被保険者(事業所)を通じて受診券を受取る方法とする。

なお、将来的には特定健康診査申込状況や受診実績を検証したうえで、受診券の交付申請が無くても、特定健康診査の対象者に直接受診券を送付できる方法を検討する。

イ. 特定保健指導

特定健康診査受診時に被扶養者の住所情報を電子的に取得するため、特定健康診査結果に基づく階層化により、特定保健指導対象となった被扶養者の住所地に直接利用券を送付する方法とする。

(7) 事業主健診等のデータ収集方法

①受領方法

特定健康診査の健診結果を含む事業主健診結果について、事業主から個別に提供を受けることは非効率であることから、事業主健診を実施している健診機関から提供いただく方法を基本とする。なお、特定健康診査対象者の健診結果データを保険者に提供することについて、事業主同意及び本人同意(黙示の同意等)を得ることについて健診機関に協力を求める。

②受領するデータの形態

事業主健診結果については、健診機関からの電子媒体による提供を基本とする。

③費用負担について

事業主健診結果の保険者への提供に係る経費負担を求められた場合、健診機関等と調整を行いその経費を負担する。